

証券コード 8628  
平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地  
松井証券株式会社  
代表取締役社長 松 井 道 夫

## 第100期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月24日（金曜日）午後5時30分（営業時間終了の時）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月26日（日曜日）午後1時（午後0時20分開場）
2. 場 所 東京都千代田区麹町一丁目6番4号  
住友不動産半蔵門駅前ビル2階 ベルサール半蔵門  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第100期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の  
事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役9名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

## 議決権行使のご案内

### ▶ 株主総会に当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時	平成28年6月26日（日曜日）午後1時
----------	---------------------

### ▶ 株主総会に当日ご出席いただけない方は、郵送またはインターネットでご行使ください

#### ■ 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	平成28年6月24日（金曜日）午後5時30分（営業時間終了の時）
------	----------------------------------

#### ■ インターネットによる議決権行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は、**3頁**をご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

行使期限	平成28年6月24日（金曜日）午後5時30分（営業時間終了の時）
------	----------------------------------

(お知らせ)

- 1.法令及び当社定款第14条の規定に基づき、計算書類の個別注記表を当社ウェブサイト（<http://www.matsui.co.jp/ir/ja/stockholder/meeting.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
- 2.事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト（<http://www.matsui.co.jp/ir/ja/stockholder/meeting.html>）にて、修正後の内容を掲載いたします。

## インターネットによる議決権行使について

### 1 システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行われる場合は、お使いのパーソナルコンピュータが次のシステム条件を満たしているかどうかご確認ください。

- (1) 画面の解像度が、横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
  - ① マイクロソフト社が現在サポートしているバージョンのMicrosoft®Internet Explorer
  - ② アドビシステムズ社が現在サポートしているバージョンのAdobe®Acrobat®Reader™又は、Adobe®Reader®（画面上で参考書類をご覧になる場合）
    - Microsoft®及びInternet Explorerは米国マイクロソフト社の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
    - Adobe®Acrobat®Reader™、Adobe®Reader®はアドビシステムズ社の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
- (3) 当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用されている場合は、解除、一時解除又は当ウェブサイトを自動解除サイトとしてご登録のうえ、ご利用ください。

### 2 議決権行使のお取扱い

インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、平成28年6月24日（金曜日）の午後5時30分までに行行使されるようお願いいたします。

### 3 パスワードのお取扱い

パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本定時株主総会終了まで、大切にお取扱いください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。

#### お問合わせ

#### パーソナルコンピュータの操作方法に関するお問合わせ先

- 当ウェブサイトでの議決権行使に関するパーソナルコンピュータの操作方法がご不明な場合は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電 話 **0120 (652) 031**

受付時間 9:00～21:00

- その他株式に関するご質問等は、下記にお問合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 **0120 (782) 031**

受付時間 土・日・祝日を除く9:00～17:00

## 第 100 期 事 業 報 告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度の国内株式市場は、日本企業の株主重視への姿勢表明が相次いだことや、賃金上昇による内需回復期待などから日経平均株価が上昇し、4月中旬には約15年ぶりに20,000円を突破しました。その後も国内の経済指標が予想を上回ったことや、円安の進行等を受けて株価は堅調に推移し、6月下旬には20,900円台まで上昇しました。しかし、8月に入り、中国が人民元の対ドル基準値を切り下げたことを契機として中国経済に対する警戒感が強まったことなどから世界同時株安へとつながり、9月下旬に一時17,000円を下回りました。10月以降、ECBによる追加緩和観測の高まりなどを受けて株価は上昇に転じ、12月初旬には20,000円台を回復しました。しかし、それも長続きはせず、原油価格の下落や円高ドル安の進行等を背景に再び下落基調となり、2月中旬に一時15,000円を下回りました。その後はやや持ち直しましたが、期末の日経平均株価は16,700円台で取引を終えました。

このような変動性の高い市場環境を受けて、二市場（東京、名古屋の各証券取引所）合計の株式等売買代金は、前事業年度と比較して22%増加しました。一方、当社の主たる顧客層である個人投資家の二市場全体における株式等委託売買代金は、前事業年度と比較して6%の増加に留まりました。これは、8月上旬までの株価上昇により投資余力が拡大したことで上期は取引が活発となりましたが、下期においては相場の先行きが不透明となり、積極的な売買に繋がらなかったためです。その結果、二市場における個人の株式等委託売買代金の割合は、前事業年度の23%から20%に低下しております。

上記の事業環境のもと、当社はデイトレード限定の信用取引「一日信用取引」について、プレミアム空売りサービスにおける売建銘柄の拡充や一日信用成績表の拡充等、利便性の向上に努めました。また、昨年5月には新たな会員向けウェブサイト「ネットストック・スマート」の提供を開始し、その後も取引機能の改善・拡充に努めました。その他、今年4月より取引開始となったジュニアNISA口座における株式等委託手数料の恒久無料化の決定や、ジュニアNISAの対象となる未成年口座向けのキャンペーン実施等、顧客獲得に努めました。当社の株式等委託売買代金は、個人全体の売買の増加と同様に、前事業年度比6%増となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は344億35百万円（対前事業年度比0.4%増）、純営業収益は330億3百万円（同0.3%増）とともに増収となりました。一方、営業利益は217億45百万円（同1.5%減）、経常利益は218億33百万円（同1.7%減）、当期純利益は147億63百万円（同5.2%減）とともに減益となりました。

## (2) 設備投資等及び資金調達状況

当社は、オンライン証券取引サービスを継続的に提供するために必要なシステム投資を毎期行ってまいりました。当事業年度におきましては、マイナンバー制度やジュニアNISAへの対応、ネットストックシステムの能力強化あるいは改良等に必要なシステム投資を中心に12億43百万円の設備投資を行いました。

資金調達につきましては、信用取引貸付金の増減等に対応した経常的な調達について金融機関からの借入金を中心に対応しております。

## (3) 対処すべき課題

### 1. 顧客基盤の拡大

当社を含むオンライン証券会社は、口座数ベースでは幅広い顧客基盤を有しているように見えますが、口座数全体に対する稼働口座数の比率は低く、取引頻度が高い一部の顧客に収益の大半を依存している状況にあります。また、こうした顧客の争奪に係る手数料引下げの過当競争により、オンライン証券会社の収益力は低下しております。そのため、顧客層の裾野拡大に継続して取り組むことが今後の課題となっております。他方、個人株式保有額に占めるオンライン証券5社の割合は年々拡大しており、対面証券に預けられている個人投資家の金融資産は継続的にオンライン証券業界に流入しております。そこで当社としては、取引頻度が高い顧客向けのサービスを継続して強化していくとともに、取引頻度は低いものの預かり資産の多い顧客や将来に向けて資産形成を目指す顧客等のニーズをくみ上げ、商品・サービスとして具現化することにより、顧客基盤の拡大に努めます。平成28年度においては、投資信託を用いた資産管理サービスの取扱いを予定しており、新たな顧客層の獲得に努めます。

### 2. 取引システムの安定性の確保及び取引ツールの拡充

取引システムの安定性の確保は、オンライン証券会社の生命線です。顧客が安心して取引することができるよう、システム障害や自然災害といった想定されるリスクへの対策を講じるとともに、取引量の増加に備えたキャパシティを確保し、取引システムの安定的な稼働に努めます。また、個人投資家にとって最高の取引環境を提供することが他社との差別化に資するため、顧客向け取引ツールについてもIT技術の進化・普及等を踏まえて拡充し、個人投資家の取引スタイルの変化に応じた取引環境の提供に努めます。平成27年度においては、新たな会員向けウェブサイト「ネットストック・スマート」を導入し、スマートフォンやタブレット端末でも利用しやすい取引環境を提供しました。

### 3. コンプライアンス体制の強化及び顧客サポート体制の充実

当社では、金融機関としての信頼性の維持・向上に資するコンプライアンス（法令遵守）体制について、より一層の強化に努めます。また、新商品や新サービス提供等の業容範囲の拡大に対応するため、店舗を有しないオペレーションの特殊性を踏まえ、コールセンターを通じた顧客サポート体制についてもさらなる充実を図ります。平成27年度においては、問い合わせの増加を受けてコールセンターの人員を拡充し、顧客サポート体制を強化しました。

### 4. 低コスト体制の維持

証券業の業績は、株式市況の動向に大きく左右され、当社の主たる収益源である株式等委託手数料収入や金利収入の振れ幅は比較的大きいといえます。また、業界における各種取引手数料は、諸外国と比較して最低水準にまで低下しております。その中で継続的に利益を生み出し、株主還元を実施していくためには、低コスト体制の維持が不可欠となっております。効率的な事業オペレーションは、当社の競争優位性にも資するものと考えています。引き続きコスト管理について厳格に取り組むことで、低コスト体制を維持してまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第97期 (24.4.1～25.3.31)	第98期 (25.4.1～26.3.31)	第99期 (26.4.1～27.3.31)	第100期 (当事業年度) (27.4.1～28.3.31)
営 業 収 益	20,799	39,883	34,306	34,435
(うち受入手数料)	(14,165)	(27,349)	(21,167)	(21,742)
経 常 利 益	10,245	27,175	22,202	21,833
当 期 純 利 益	6,427	16,300	15,571	14,763
1株当たり当期純利益	25円03銭	63円49銭	60円65銭	57円50銭
総 資 産	610,804	688,353	817,183	663,425
純 資 産	80,841	85,365	90,029	92,718

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

#### (5) 主要な事業内容

##### 1. 株式等委託売買業務

顧客の委託を受けて、国内外の有価証券の売買、市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」といいます。）を執行する業務です。

##### 2. 引受・売出し業務

新発・既発有価証券の募集又は売出しについて、発行体のためにその販売を引き受けて顧客に販売する業務です。

##### 3. 募集・売出しの取扱業務

新発・既発有価証券の募集又は売出しについて、顧客に販売する業務です。

##### 4. 外国為替保証金取引業務

取引保証金の預託を受けた顧客から外国通貨の注文を受け、相対取引で売買を行う業務です。

##### 5. 貸金業業務

ストック・オプションを行使する際に、その資金を融資する業務です。

##### 6. その他の取扱業務

ウェブサイトを利用した広告業務等です。

##### 7. トレーディング業務

自己の計算において、有価証券の売買等を行う業務です。

#### (6) 主要な営業所

1. 当 社 本 店 東京都千代田区麹町一丁目4番地
2. 日本橋営業所 東京都中央区日本橋一丁目20番7号
3. 札幌センター 北海道札幌市中央区北三条西四丁目1番地1

## (7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121名	1名増	38歳8か月	12年6か月

(注) 上記の他、嘱託6名が在職しております。

## (8) 主要な借入先

借入先	借入金の種類	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	14,000 百万円
株式会社三井住友銀行	短期借入金	13,000
株式会社みずほ銀行	短期借入金	10,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	短期借入金	10,000
株式会社りそな銀行	短期借入金	5,000
日本証券金融株式会社	信用取引借入金	5,193

(注) コール・マネーを除く主要なものを記載しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 259,264,702株 (自己株式 2,533,314株を含む)

(2) 株 主 数 38,330名 (前期末比 284名減)

(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
松 井 千 鶴 子	46,821 千株	18.24 %
有 限 会 社 松 興 社	37,522	14.62
有 限 会 社 丸 六	35,312	13.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,886	6.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,214	3.98
松 井 道 太 郎	7,762	3.02
松 井 千 明	7,762	3.02
松 井 佑 馬	7,762	3.02
松 井 道 夫	6,876	2.68
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	3,254	1.27

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有しているストック・オプションとして発行した新株予約権の状況

名 称 (割 当 日)	松井証券株式会社第1回新株予約権 (平成26年8月8日)	松井証券株式会社第2回新株予約権 (平成27年8月11日)
発 行 決 議 の 日	平成26年7月24日	平成27年7月27日
保 有 者 数	取締役(社外取締役を除く)6名	取締役(社外取締役を除く)6名
新 株 予 約 権 の 数	839個	680個
目的である株式の種類及び数	普通株式 83,900株 (1個につき100株)	普通株式 68,000株 (1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	1株当たり1円	1株当たり1円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	平成29年8月9日から平成32年8月8日まで	平成30年8月12日から平成33年8月11日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の行使時において、当社取締役であることを要する。但し、当社取締役会が合理的な理由があると認める場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>ア. 新株予約権の割当日の翌日から3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。</p> <p>イ. 新株予約権の割当日の翌日の3年後の応当日から、新株予約権の割当日の翌日の4年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる。</p> <p>ウ. 新株予約権の割当日の翌日の4年後の応当日の翌日から、新株予約権の割当日の翌日の5年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2について権利行使することができる(前記イにおいて権利行使することが可能となっている3分の1を含む)。</p> <p>エ. 新株予約権の割当日の翌日の5年後の応当日の翌日から、新株予約権の割当日の翌日の6年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。</p>	

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	松 井 道 夫	
常務取締役	今 田 弘 仁	人事総務部長（財務部管掌）
常務取締役	森 部 隆 士	コンプライアンス部担当役員（システム部管掌）
常務取締役	和 里 田 聰	営業推進部担当役員兼営業開発部担当役員兼顧客サポート部担当役員
取 締 役	佐 藤 邦 彦	システム部担当役員
取 締 役	鶴 澤 慎 一	財務部長
取 締 役	井 川 元 雄	
取 締 役	安 念 潤 司	中央大学大学院法務研究科教授
常勤監査役	矢 島 博 之	
監 査 役	五 十 嵐 則 夫	横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授、花王株式会社社外監査役
監 査 役	望 月 恭 夫	望月会計事務所税理士

- (注) 1. 取締役井川元雄氏及び安念潤司氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役矢島博之氏、監査役五十嵐則夫氏及び望月恭夫氏は、社外監査役であります。  
3. 各社外役員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。  
4. 監査役五十嵐則夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 監査役望月恭夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
6. 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
7. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額です。

##### (2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役8名 246,120千円

監査役3名 27,600千円

- (注) 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く）6名に付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額26,520千円（報酬等としての額）を含んでおります。

## (3) 社外役員に関する事項

## 1. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	井 川 元 雄	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席し、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	安 念 潤 司	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に出席し、法律家としての豊富な経験と幅広い知見を踏まえ、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	矢 島 博 之	当事業年度開催の取締役会18回のすべて、監査役会5回のすべてに出席し、同氏の経験を通じて培われた監査の視点から、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	五 十 嵐 則 夫	当事業年度開催の取締役会18回のうち15回、監査役会5回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的見地や、豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	望 月 恭 夫	当事業年度開催の取締役会18回のすべて、監査役会5回のすべてに出席し、税理士としての専門的見地や、金融機関における豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。

## 2. 当事業年度に係る社外役員の報酬等の額

社外役員5名 42,000千円

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### 1. 当事業年度に係る報酬等の額

32百万円

#### 2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて、当社の事業内容や事業規模を踏まえ、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(2) 1.の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人から「公認会計士法」第2条第1項の業務以外の非監査業務として、顧客資産の分別管理に関する検証業務の提供を受けております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が法令諸規則に違反した場合及び公序良俗に反する行為があった場合に、当該会計監査人の解任又は不再任が妥当と判断したときは、解任又は不再任の決定を行う方針です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役及び使用人が法令及び定款を確実に遵守することができるよう、松井証券コンプライアンスマニュアルを策定する他、社内規程を常時閲覧可能な状態で備え置く。同マニュアル及び社内規程は法令及び定款の改正等に伴い、随時見直しを行う。
2. 取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程等に則って職務執行を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、毅然たる態度で対応する。
3. 財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。
4. 取締役は、取締役会を定時又は臨時に開催して、その職務の執行が法令及び定款に適合するよう、相互に監視する。
5. 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行状況を監査する。
6. 取締役1名を内部管理統括責任者として定め、同責任者の指揮下にコンプライアンス部門を設置する。
7. 各営業単位に営業責任者と内部管理責任者を配置し、各営業単位における法令遵守の徹底を図る。
8. コンプライアンス部門は、職務執行の適正性を確認する。また、弁護士等の専門家と緊密な連携を保ち、業務の適正性を確保する。
9. 定期的な内部監査の実施により、職務執行状況を検証し、問題点を改善する。
10. 中立の外部者を利用して内部通報制度を設け、自浄作用の促進と不正行為の早期発見に努める。
11. 積極的に経営状況を開示し、外部関係者の監視の目に晒すことで、緊張感ある経営を維持する。
12. 使用人の不正行為については、就業規則に基づいて懲戒処分の対象とする。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 重要な会議体の議事録、法定帳簿、決算書類、会計帳簿等、稟議書類その他の重要な書類は、法令及びこれらを規定する個別の社内規程に基づき適切に保存、管理（廃棄を含む。）する。
2. 取締役の職務の執行に係るその他の情報は、情報取扱規程、情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティスタンダードに基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。
3. 取締役及び監査役がいつでも当該情報を閲覧できる体制を確保している。
4. 情報の保存及び管理を行うため、情報セキュリティ対策の総責任者として取締役1名を情報セキュリティ委員長に選任し、その指揮下に情報セキュリティ委員会を設置する。
5. 情報セキュリティ委員会による社内モニタリング及び内部監査部門が定期的実施するセキュリティ監査により、上記の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する状況を検証し、問題点を改善する。
6. 重要書類に関して規定する個別の社内規程、情報取扱規程、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティスタンダードを必要に応じて随時見直すこととし、情報の保存及び管理体制を適正に維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 主要業務に関するリスク管理規程を定め、市場リスク、取引先リスク、基礎リスクを計数的に把握する。
2. 自己資本規制比率の状況を適切に把握し、毎月開催される取締役会に報告する。
3. 自然災害、事故、システム障害等の不測の事態が発生し、通常の事業活動が中断した場合に、重要な資産の保全と短期間での事業の回復を図るため、事業継続計画を定める。
4. その他のリスク全般についてコンプライアンス部門が管理を行う他、個別案件の与信管理については与信管理部門が専門に対応する。
5. 新規の業務を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 高度な専門知識を有する少数精鋭の取締役で取締役会を組織する。取締役会は原則として毎月1回の定時及び臨時に開催し、機動的な業務執行を行う。
2. 経営監督機能の透明性向上と経営環境の変化に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とする。
3. 取締役会とは別に、必要に応じて随時開催される経営会議を設置し、取締役会の専決事項以外の事項について迅速に意思決定を行う。
4. 組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、業務執行取締役の職責を明確化し、取締役の職務執行の効率性を確保する。
5. 経営計画の進捗状況について、定時又は臨時の取締役会あるいは経営会議において報告を行う。
6. 業務効率の向上を図るため、顧客との間の取引、顧客管理、社内の情報管理等に合理的なシステム化を行い、不断の改善活動に努める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1. 当社は、監査役会の招集事務、議事録の作成、その他監査役会の職務を補助すべき使用人を配置する。
2. 監査役は、その職務執行に際し、必要に応じて内部監査部門に協力を求めることができ、内部監査部門はこれに応じることとする。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役は、監査役会の職務を補助すべき使用人の人事について、必要に応じて意見を述べ、協議をすることができる。
2. 監査役会の職務を補助すべき使用人が他の業務を兼務している場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等の報告を行う。
2. 内部管理統括責任者は、当社のコンプライアンス状況を定期的に取り締り会及び監査役に報告する。

- 取締役及び使用人は、独立した外部機関を窓口とする内部通報制度を利用し、監査役に匿名で報告をすることができる。
- 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査役職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、当該費用を負担する。

- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役職務の執行について厳正な監査を行う。
  - 監査役は、コンプライアンス及び内部監査を担当する部門と情報を共有し、当社のコンプライアンス及び内部監査状況について随時把握することができる。
  - 監査役は、内部監査の状況について、必要に応じて随時報告を求めることができる。
  - 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行う。
  - 監査役は、必要に応じて弁護士等外部の専門家の助言を求めることができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

- 当社は、取締役、代表取締役と内部管理統括責任者との緊密な連携を土台として、各部門のコンプライアンス及び内部管理に対して第一次的責任を負う者として、コンプライアンス・オフィサーを配置しております。コンプライアンス・オフィサー会議を毎月実施することにより、コンプライアンス上の課題を共有し、必要に応じてその対応について協議を行いました。コンプライアンス・オフィサーは、部門員に対して、当該課題につき理解・浸透を図っております。
- 当社役員に対して定期的に倫理コードやコンプライアンスに関する研修を行い、必要な知識を習得することによりコンプライアンス意識の向上を図りました。
- 取締役会において半期に一度コンプライアンス体制を有効に機能させるためのコンプライアンス・プログラムを策定し、またその実施状況につき報告しております。
- 社内イントラネットにおいて、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

(2) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

- 金融商品に係る市場リスク、信用リスクに関して財務部門が「金融商品取引法」に基づきそのリスク相当額及び自己資本規制比率の算定を行い定量的に把握しております。
- 自己資本規制比率に影響するリスク管理状況については、毎月の取締役会において報告を実施しております。

3. 社内が発生した事故、システム障害等については、適宜処理するとともに、事後的に原因の究明や改善策の立案を行い、その内容を取締役会及びコンプライアンス担当者等に報告しております。また、内部監査において改善状況等の監査を行っております。
4. 不測の事態が発生し、通常の事業継続が困難となった場合に備え、事業継続計画を策定し、関連マニュアルの整備、定期的な訓練等を実施しております。

(3) 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

取締役会を原則として毎月開催する他、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度においては、取締役会を計18回開催し、経営戦略等の方向性や詳細な事業計画等について、社外役員を交え建設的な議論を行い、その内容につき決定しました。決定された事案は、担当取締役等が中心となり速やかに実行しました。また、取締役会では、適宜取締役のそれぞれの担当業務について業務執行状況や詳細な事業計画等の進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っております。

(4) 監査役監査の実効性の確保

1. 監査役は、取締役会やコンプライアンス・オフィサー会議等重要な会議に出席するとともに議事録の閲覧等を行い、コンプライアンスを中心とした会社の状況を把握しました。また、定期的に内部監査部門と会合を行い、緊密に連携して個別の業務執行の状況を確認することにより、監査権限の行使に必要な情報を能動的に取得しました。
2. 監査役は、当事業年度において会計監査人との会合を11回行い、監査計画の概要、監査重点項目、監査結果及び会計監査人が把握したリスクの評価等についての報告を聴取し、意見交換を行うことにより、会計監査人と緊密な連携を図りました。

(注) 本事業報告中に記載されている数値は、別途注記がある場合を除いて表示単位未満の端数を四捨五入しております。



# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>655,217</b>	<b>流動負債</b>	<b>567,151</b>
現金・預金	26,569	トレーディング商品	458
預託金	375,812	デリバティブ取引	458
金銭的信託	4,596	信用取引負債	35,793
トレーディング商品	1,817	信用取引借入金	5,452
商品有価証券等	0	信用取引貸証券受入金	30,341
デリバティブ取引	1,817	有価証券担保借入金	14,838
約定見返勘定	17	有価証券貸借取引受入金	14,838
信用取引貸付金	232,043	預り金	200,271
信用取引借証券担保金	228,152	顧客からの預り金	197,048
有価証券担保貸付金	3,890	その他の預り金	3,222
借入有価証券担保金	7,869	受入保証金	182,641
立替金	7,869	有価証券等受入未了勘	44
顧客への立替金	23	短期借入金	128,050
その他の立替金	23	前受	0
短期差入保証金	0	前受収	35
前払費用	2,166	未払	379
前払費用	1	未払法務人税等	844
未収入金	189	未賞与引当金	3,551
未収税金	1	賞与引当金	248
繰延税金	3,807	<b>固定負債</b>	<b>208</b>
貸倒引当	314	未払役員退職慰労金	204
<b>固定資産</b>	<b>8,208</b>	その他	3
有形固定資産	953	<b>特別法上の準備金</b>	<b>3,349</b>
建物	197	金融商品取引責任準備金	3,349
器具備	321	<b>負債合計</b>	<b>570,707</b>
土地	434	<b>純資産の部</b>	
無形固定資産	2,999	<b>株主資本</b>	<b>90,616</b>
ソフトウェア	2,999	資本剰余金	11,945
その他の資産	0	資本準備金	9,793
投資有価証券	4,256	利益剰余金	9,793
投資有価証券	3,119	利益準備金	70,793
長期貸付金	8	その他利益剰余金	159
長期差入保証金	507	別途積立金	70,634
長期前払費用	261	繰越利益剰余金	4,250
繰延税金	7	繰越利益剰余金	66,384
長期立替	587	自己株	△1,915
その他の引当	1,021	<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,066</b>
貸倒引当	95	その他有価証券評価差額金	2,066
<b>資産合計</b>	<b>663,425</b>	<b>新株予約権</b>	<b>37</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>92,718</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>663,425</b>

# 損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		34,435
受入手数料	21,742	
トレーディング損益	6	
金融収益	12,682	
その他の営業収益	5	
金融費用		1,431
純営業収益		33,003
販売費・一般管理費		11,258
営業利益		21,745
営業外収益		90
営業外費用		2
経常利益		21,833
特別利益		1,012
投資有価証券売却益	1,012	
特別損失		695
金融商品取引責任準備金繰入れ	689	
固定資産除売却損	6	
税引前当期純利益		22,151
法人税、住民税及び事業税	7,455	
法人税等調整額	△67	7,388
当期純利益		14,763

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成27年4月1日残高	11,945	9,793	9,793	159	4,250	70,734	75,143
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△11,553	△11,553
当期純利益						14,763	14,763
自己株式の取得							
自己株式の消却						△7,560	△7,560
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△4,350	△4,350
平成28年3月31日残高	11,945	9,793	9,793	159	4,250	66,384	70,793

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成27年4月1日残高	△9,475	87,406	2,613	2,613	10	90,029
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△11,553				△11,553
当期純利益		14,763				14,763
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の消却	7,560	—				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△547	△547	27	△520
事業年度中の変動額合計	7,560	3,210	△547	△547	27	2,690
平成28年3月31日残高	△1,915	90,616	2,066	2,066	37	92,718

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

松井証券株式会社  
取締役会 御 中

P w C あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 木 一 昭 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 林 尚 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松井証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

松井証券株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 矢 島 博 之 ㊟

監 査 役（社外監査役） 五十嵐 則 夫 ㊟

監 査 役（社外監査役） 望 月 恭 夫 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、業績、主たる業務である信用取引を支える最適な自己資本水準、戦略的な投資の環境等を総合的に勘案したうえで、配当性向60%以上100%以下且つ純資産配当率（D/E）7%以上を毎期待当していくことを基本方針としております。

第100期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額 5,134,627,760円

なお、中間配当金（1株につき25円）を含めました1株当たりの年間配当金は45円となります。

#### (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月27日

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

今後の資本政策の柔軟性を確保するため、会社法第452条の規定に基づき、別途積立金を処分し、繰越利益剰余金に振り替える処理をいたしたいと存じます。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 4,250,000,000円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,250,000,000円

### 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名増員することとし、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

(\*は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
1	まついみちお 松井道夫 (昭和28年3月22日生) 6,875,700株	昭和51年3月 一橋大学経済学部卒業 昭和51年4月 日本郵船株式会社入社 昭和62年4月 当社入社 昭和63年12月 当社取締役就任 平成2年10月 当社常務取締役就任営業本部長 平成7年6月 当社代表取締役社長就任(現任)

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
2	<p style="text-align: center;">い ま だ ひろ ひと 今 田 弘 仁 (昭和40年2月4日生) 9,300株</p>	<p>昭和62年3月 一橋大学商学部卒業 昭和62年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年8月 株式会社早稲田アカデミー入社 平成13年7月 当社入社 平成13年9月 当社財務部長 平成15年6月 当社取締役就任 平成16年2月 当社常務取締役就任 平成16年6月 当社専務取締役就任 平成17年11月 マガシーク株式会社入社 平成18年1月 同社取締役副社長就任 平成22年6月 当社取締役就任総務グループ担当役員 兼 人事グループ担当役員 平成23年5月 当社常務取締役就任人事総務部長（財務部、与信管理部管掌） 平成24年4月 当社常務取締役人事総務部長（財務部管掌）（現任）</p>
3	<p style="text-align: center;">もり べ たか し 森 部 隆 士 (昭和42年9月2日生) 39,695株</p>	<p>平成3年3月 早稲田大学政治経済学部卒業 平成3年4月 NTTデータ通信株式会社入社 平成8年10月 栃木司法書士事務所入所 平成12年4月 株式会社アプリックス入社 平成13年4月 当社入社 平成17年2月 当社営業推進部長 平成18年6月 当社取締役就任総務企画部長 兼 業務企画部長 平成20年4月 当社取締役RTGS事業部長 兼 業務開発担当役員 平成23年5月 当社常務取締役就任コンプライアンス部担当役員（システム部管掌）（現任）</p>
4	<p style="text-align: center;">わり た あきら 和里田 聡 (昭和46年6月16日生) 10,000株</p>	<p>平成6年3月 一橋大学商学部卒業 平成6年4月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社 平成10年1月 リーマン・ブラザーズ証券会社入社 平成11年9月 UBS証券会社入社 平成18年4月 当社入社 平成18年5月 当社IR室長 平成18年6月 当社取締役就任IR室長 兼 事業法人担当役員 平成23年5月 当社常務取締役就任社長室長 兼 営業推進部長（営業開発部、RTGS事業部、顧客サポート部管掌） 平成25年4月 当社常務取締役営業推進部担当役員 兼 営業開発部担当役員（顧客サポート部管掌） 平成26年5月 当社常務取締役営業推進部担当役員 兼 営業開発部担当役員 兼 顧客サポート部担当役員（現任）</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日) 所有する当社の株式数	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当
5	さ とう くに ひこ 佐 藤 邦 彦 (昭和46年2月5日生) 25,940株	平成 元 年 3 月 神奈川県立商業工業高等学校卒業 平成 元 年 4 月 山一証券株式会社入社 平成 10 年 9 月 当社入社 平成 16 年 9 月 当社システム部長 平成 18 年 6 月 当社取締役就任システム企画部長 兼 品質管理担当役員 平成 23 年 5 月 当社取締役システム部担当役員 (現任)
6	あ びわ しん いち 鵜 澤 慎 一 (昭和48年7月19日生) 28,716株	平成 8 年 3 月 東京大学農学部卒業 平成 8 年 4 月 新王子製紙株式会社入社 平成 12 年 3 月 東京大学大学院農学生命科学研究科修士課程修了 平成 13 年 8 月 当社入社 平成 16 年 5 月 当社財務部長 平成 18 年 6 月 当社取締役就任財務部長 兼 危機管理担当役員 平成 19 年 3 月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科専門職学位課程修了 平成 24 年 4 月 当社取締役財務部長 (現任)
7	* さ い が ち と お 雑 賀 基 夫 (昭和45年8月11日生) 0株	平成 5 年 3 月 大阪市立大学法学部卒業 平成 5 年 4 月 大阪証券取引所入所 平成 12 年 3 月 神戸大学大学院法学研究科博士前期課程修了 平成 14 年 2 月 当社入社 平成 19 年 3 月 当社コンプライアンス部長 (現任)
8	い がわ ち と お 井 川 元 雄 (昭和25年1月3日生) 7,300株	昭和 48 年 3 月 京都大学経済学部卒業 昭和 48 年 4 月 日本郵船株式会社入社 平成 15 年 4 月 同社経営委員就任 平成 17 年 6 月 同社常務取締役就任 平成 18 年 4 月 同社取締役・常務経営委員就任 平成 19 年 6 月 郵船商事株式会社代表取締役社長就任 平成 25 年 6 月 同社取締役相談役就任 平成 26 年 6 月 同社相談役就任 平成 26 年 6 月 当社社外取締役就任 (現任)



候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当
9	<p style="text-align: center;">あんねんじゆんじ 安念潤司 (昭和30年8月12日生) 0株</p>	<p>昭和54年3月 東京大学法学部卒業 昭和57年8月 北海道大学法学部助教授就任 昭和60年4月 成蹊大学法学部助教授就任 平成4年2月 弁護士登録 渡部晃法律事務所入所（現在に至る） 平成5年4月 成蹊大学法学部教授就任 平成16年4月 成蹊大学大学院法務研究科教授就任 平成19年12月 中央大学大学院法務研究科教授就任（現任） 平成26年6月 当社社外取締役就任（現任）</p>

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井川元雄氏及び安念潤司氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
3. 井川元雄氏を社外取締役候補者とした理由は、上場企業の取締役として経営を担った豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営の監督及び経営全般の助言をしていただくためであります。
4. 安念潤司氏を社外取締役候補者とした理由は、大学教授・弁護士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的な立場から独立性をもって経営を監視していただくためであります。
5. 安念潤司氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由は、法律分野の豊富な知識により、経営の監督とチェック機能の観点から、有益な意見をいただけると判断したためであります。
6. 井川元雄氏及び安念潤司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもちまして、2年となります。
7. 当社は、現在、井川元雄氏及び安念潤司氏の間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役五十嵐則夫及び望月恭夫の両氏は、本総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

(\*は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日) 所有する当社の株式数	略歴、重要な兼職の状況 及び当社における地位
1	望月 恭夫 (昭和31年5月28日生) 0株	昭和55年3月 一橋大学商学部卒業 昭和55年4月 株式会社三菱銀行入行 平成3年2月 同行ニューヨーク支店企画管理課長 平成15年4月 同行グローバルサービスセンター次長 兼 総務課長 平成16年4月 望月会計事務所入所 (現在に至る) 平成20年6月 当社監査役就任 (現任)
2	* 甲斐 幹敏 (昭和26年7月7日生) 0株	昭和51年3月 東京大学法学部卒業 昭和51年4月 日本郵船株式会社入社 平成12年8月 同社ニューフロンティアグループ長 平成15年4月 同社経営企画グループ長 平成19年4月 同社経営委員就任 平成23年6月 同社監査役就任 平成27年6月 同社アドバイザー就任 平成28年4月 公益財団法人がん研究会顧問就任 (現任)

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 望月恭夫氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
3. 甲斐幹敏氏は社外監査役候補者であります。なお、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。
4. 望月恭夫氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が税理士の資格を有することから、財務及び会計を中心とした、当社の監査機能の強化及び整備を図ることができると判断したためであります。
5. 望月恭夫氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由は、金融機関における豊富な経験や幅広い見識を有すること等を総合的に勘案したためであります。
6. 甲斐幹敏氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の経歴を通じて培われた経験から監査業務において高い見識を有しており、当社において監査機能を十分に発揮していただけると判断したためであります。
7. 甲斐幹敏氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由は、上場企業における要職を歴任され、企業経営を監査する十分な見識を有すること等を総合的に勘案したためであります。
8. 望月恭夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもちまして8年となります。
9. 当社は、現在、望月恭夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。
10. 甲斐幹敏氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

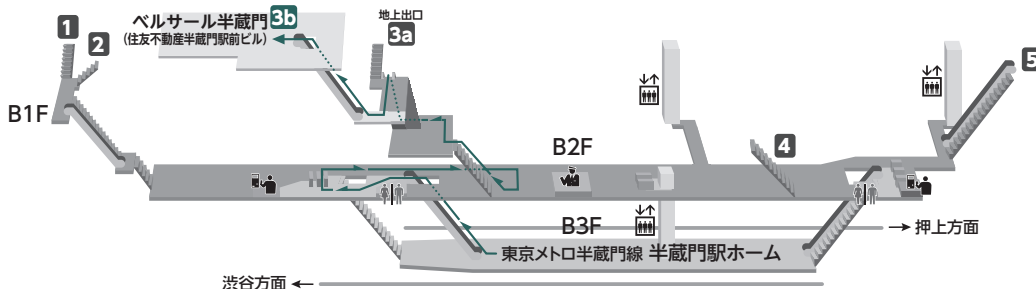
東京都千代田区麹町一丁目6番4号  
住友不動産半蔵門駅前ビル2階  
ベルサール半蔵門



## 【交通】

東京メトロ 半蔵門線 [半蔵門駅] 3b出口 直結  
有楽町線 [麹町駅] 1番出口 徒歩約6分

東京メトロ半蔵門線半蔵門駅3b出口：ビル直通エスカレーター有り。



- ◎ 午後0時20分に開場いたします。
- ◎ 株主ではない代理人及び同伴の方など、株主以外の方は本総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
- ◎ 会場内はすべて禁煙となります。
- ◎ ご飲食物の持込はお断りしております。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

